

調達要求番号：G26-S26-2000335168-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	—	仕様書番号	
名 称	消防・防災設備換装／沖縄 基地隊	防衛大臣承認年月日	—
		作 成 年 月 日	令和8年6月17日
		改 正 年 月 日	—
		沖縄基地隊本部管理科	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊が発注する消防・防災設備換装（以下、役務という。）について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

法令等

消防法（昭和23年法律第186号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部について（海幕経第183号。27.3.18）

海上自衛隊経理執務要領

b) 関連文書

法令等

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）

特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進を規制（経産省20.11.21）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年法律第300号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）

工事関係者の海自施設等への立入手続きについて（通知）（海幕施第90号。令和6年4月9日）

2 役務に関する要求

2.1 役務従事者の要件等

契約の相手方は、消防法（昭和23年法律第186号）で定める資格を有する者（消防設備士甲種第2類）に作業をさせなければならない。

なお、契約締結後速やかに役務に必要な役務従事者の資格の写しを監督官へ提出すること。

2.2 履行場所

海上自衛隊沖縄基地隊（付図 1）

2.3 対象品目及び数量等

対象品目及び数量等は，表 1 のとおり。

表 1－対象品目及び数量等

番号	品目	数量	単位	備考	
1	泡タンク（水成膜泡消火薬剤） 製品名：フロロフィルムフォーム 3%型 型 式：泡第1～3号 内容量：7500L	1	OT	履行場所 ①	PFOS 非含有 安全データシート 参照
2	混合器	1	OT		
3	ブラダ，点検口，付属配管及び ボルト・ナット	1	OT		
4	泡消火配管	1	OT		
5	泡タンク（水成膜泡消火薬剤） 製品名：DK ウォーター 型 式：泡第10～3号（耐寒型） 内容量：3500L	1	OT	履行場所 ②	
6	混合器	1	OT		
7	ブラダ，点検口，付属配管及び ボルト・ナット	1	OT		
8	泡消火配管	1	OT		

2.4 役務内容

2.4.1 泡消火薬剤等の抜取

泡消火薬剤等の収集容器は，契約の相手方が密閉できる専用容器（ケミカルタンク）を用意して取扱い，泡消火薬剤の安全データシートに則った服装及び保護具を使用し，ケミカルタンクに泡消火薬剤及び消火配管内水溶液を抜取る（付図 2 及び 5）。

2.4.2 ブラダ等の取替

泡消火薬剤及び消火配管内水溶液の抜取後，泡タンク内部のブラダ，点検口，付属配管及びボルト・ナットを撤去し，2.4.4 の後，表 2 の番号 1 及び番号 26 に示す既存泡タンクの仕様に耐えうる同等品以上のたんぱく泡 3 % 用ブラダ，点検口，付属配管及びボルト・ナットへの取替を行う（付図 2 及び 5）。

なお，事前に監督官へ承認図を提出し，承認を得た後，取替作業を行うこと。

2.4.3 混合器の取替

泡消火薬剤及び消火配管内水溶液の抜取後，既存混合器を撤去し，2.4.4 の後，表 2 の番号 2 及び番号 27 に示す設備の仕様に耐えうる同等品以上へのたんぱく泡 3 % 用混合器への取替を行う。また，混合器に接続する配管については，現場合わせとする（付図 2 及び 5）。

なお、事前に監督官へ承認図を提出し、承認を得た後、取替作業を行うこと。

2.4.4 泡タンク等の洗浄

洗浄水の収集容器は、契約の相手方が密閉できる専用容器（ケミカルタンク）を用意して取扱い、泡消火薬剤の安全データシートに則った服装及び保護具を使用し、泡タンク内部及び消火配管内を水で3回以上洗浄する。また、洗浄に使用した水はケミカルタンクに保管する。

2.4.5 汚染物の保管

汚染物の収集容器は、契約の相手方が専用容器（オープンドラム缶）を用意して取扱い、2.4.1～4の作業で使用した泡消火薬剤が付着した服、保護具、布、ブラダ、点検口、付属配管、ボルト・ナット及び混合器等は、すべてオープンドラム缶に保管する。

なお、2.4.1～4で使用する専用容器等への収集が完了した後は、専用容器等に必要な表示を掲示するとともに、泡消火薬剤等が飛散及び流出しないよう万全の対策を講じること。

2.4.6 収集容器等の引渡

2.4.1～4で発生したすべての収集容器を、官側が別途契約する収集運搬事業者へ引き渡す。

2.4.7 泡消火配管の取替等

泡消火配管の錆等による腐食箇所を表2の番号4～23及び番号29～36に示す品目又は同等品以上への取替を実施する。また、2.4.10の泡放射試験を実施するために必要な消火栓弁を取り付けること（付図4及び付図6）。

2.4.8 泡タンク内補修

ブラダ撤去後、泡タンク内のタッチアップ塗装を実施し、経年による劣化を是正する。

2.4.9 泡消火薬剤の充填

表2の番号3及び番号28に示す品目を、作業従事者（消防設備士甲種第2類取得者）が泡タンクに充填し、泡タンクにPFAS非含有泡消火薬剤交換済証を添付する。

2.4.10 泡放射試験

2.4.1～2.4.9の作業終了後、泡放射試験を実施する。また、泡放射試験実施に伴い消費した泡消火薬剤は消費した分を補充すること。

なお、泡放射試験で放出された泡消火薬剤は、契約の相手方が専用容器を用意して取扱い、海上への流出を発生させないよう処置し、契約の相手方の責任において各種法令に基づき適切に処分すること。

2.4.11 関係官公庁及びその他の関係機関への届出手続き等

役務の履行に際し、関係官公庁及びその他の関係機関への通報、書類の作成、提出及び検査受検等の必要がある場合は、監督官との協議後、契約の相手方が通報、書類の作成、提出及び検査受検等を遅滞なく実施すること。

2.5 責任の範囲

契約の相手方は、2.4の作業を実施し、2.4.1～5で発生したすべての収集容器を、官側が別途契約する収集運搬事業者に引き渡すまでのすべての責任を負う。

2.6 作業実施時期

作業実施時期は、部隊運用に影響のないよう、官側と十分調整してから実施すること。また、官側が別途契約する収集運搬事業者への引渡時期についても、官側と調整して実施する。

2.7 作業時間

作業時間は、休養日を除く平日0800～1645を標準とする。

2.8 作業工程表の作成

契約の相手方は、官側と作業実施時期の調整後、速やかに作業全般に関わる工程表を作成し、監督官へ提出する。

2.9 部品、材料及び機器等

役務に必要な部品、材料及び機器等は、表2のとおりとし、契約の相手方が準備すること。

なお、同等品以上の部品及び材料で応札を行う場合は、あらかじめ同等品承認申請書を作成し、入札日の前日12日前（土、日曜日及び祝日を除く。）までに監督官に提出し、確認を得た後、契約担当官等の承認を得てから使用する。

表2－部品、材料及び器材等

番号	品名	規格・仕様等	数量	単位	備考
1	ブラダ，点検口， 付属配管， ボルト・ナット	原液タンク PLT-B7500H 用	1	組	履行場所 ①
2	混合器	Q-2-8000 たん白泡用 レンジ 800～8000L/min	1	台	
3	泡消火薬剤	たん白泡 3%	7500	L	
4	消火栓弁	65A×90° 塩害対策品	2	個	
5	SGP－FPB 2F90° 曲管	250A×388L×389L	各 1	本	
6		250A×390L×616L			
7		250A×388L×1254L			
8	SGP－FPB 3F 異径 TEE 管	250A×1125L＋150A×497H	各 1	本	
9		250A×1486L＋150A×497H			
10	SGP－FPB 2F 直管	250A×5497L	1	本	
11	SGP－FPB 2F90° 曲管	150A×397L×700L	各 1	本	
12		150A×500L×400L			
13	SGP－FPB 2F90° 曲管	150A×340L×410L	1	本	
14	SGP－FPB 3FTEE 管	65A×500L＋65A×397H	1	本	
15	SGP－FPB 3F 異径 TEE 管	65A×547L＋25A×200H	1	本	
16	SGP－FPB 閉止フランジ	65A	1	本	
17	SGP－FPB 3F 異径 TEE 管	65A×547L＋25A×200H	1	本	
18	SGP－FPB 閉止 F＋ノズル	65A/25A×133H	1	本	

表 2－部品、材料及び器材等（続き）

番号	品名	規格・仕様等	数量	単位	備考
19	SGP－FPB 2F90° 曲管	150A×片側 1000L 以内	1	本	
20	仕切弁 SUS316	外ネジ F 付き・10K・250A	各 1	個	
21		外ネジ F 付き・10K・150A			
22		ネジ式・10K・25A			
23	フレキシブルジョイ ント フランジ	10K 250A×1600L	1	本	
24	コンテナ	泡消火薬剤回収用 1 m³コンテナ	11	基	
25	ドラム缶	汚染物及び養生材等回収用	25	台	履行場所 ②
26	ブラダ, 点検口, 付属配管, ボルト・ナット	原液タンク YPPT－3500 II 用	1	組	
27	混合器	YVHE-N4000 たん白泡用 レンジ 400～4000L/min	1	台	
28	泡消火薬剤	たん白泡 3%	3500	L	
29	消火栓弁	65A×90° 塩害対策品	1	個	
30	SGP 白 2F90° 曲管	150A×235L×438L	1	本	
31	SGP 白 2F180° 曲管	150A×434L×550L×434L	1	本	
32	SGP 白 2F 直管	150A×333L	1	本	
33	SGP 白 2F90° 曲管	150A×235L×475L	1	本	
34	仕切弁 SUS316	外ネジ F 付き・10K・150A	各 1	個	
35		ネジ式・10K・25A			
36	フレキシブルジョイ ント フランジ	10K 150A×1000L	1	本	
37	コンテナ	泡消火薬剤回収用 1 m³コンテナ	6	基	
38	ドラム缶	汚染物及び養生材等回収用	15	台	

2.10 消耗品及び要具等

役務履行に必要な消耗品及び要具等は、すべて契約の相手方が準備する。

2.11 作業管理者等の選任

契約の相手方は、監督官との連絡調整及び作業実施者を直接指揮命令する作業管理者及び作業実施者を選任し、作業管理者等名簿（付図 7）を監督官に提出する。

2.12 下請負者等

契約の相手方は、作業の一部を下請負者等を実施させる場合は、下請負承認申請書（付図 8）を監督官へ提出し、確認を得た後、契約担当官等と協議する。

2.13 撤去品（発生材）調書

2.4 で発生した撤去品は、撤去品（発生材）調書を作成して監督官に提出し、確認を得た後、官側が指定する場所に引き渡すこと。

2.14 変動作業

2.4 の作業中に新たな不具合が生じた場合は、不具合箇所対策表（付図 9）を監督官に提出し、確認を得た後、契約担当官等と協議する。

3 監督・検査

3.1 監督

海上自衛隊経理執務要領について（通知）（海幕経第 1 4 3 号。令和 8 年 3 月 2 7 日）に定める、標準監督・完成検査実施要領を標準とするほか、提出書類の確認、その他いずれかの方法により必要な監督を行う。

3.2 検査

海上自衛隊経理執務要領について（通知）（海幕経第 1 4 3 号。令和 8 年 3 月 2 7 日）に定める、標準監督・完成検査実施要領を標準とするほか、提出書類の確認により審査を行う。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表 3 による。

表 3－提出書類

番号	書類名	部数	提出時期	提出先	備考
1	終了届	3 部	役務終了後速やかに	検査官	a)
2	消防設備士資格者証の写し	1 部	契約締結後速やかに	監督官	様式適宜
3	作業工程表	1 部	契約締結後速やかに	監督官	様式適宜
4	作業管理者等名簿	1 部	契約締結後速やかに	監督官	付図 7
5	承認図	1 部	作業着手前までに	監督官	様式適宜
6	作業工程写真	1 部	完成検査前までに	検査官	様式適宜
7	撤去品（発生材）調書	3 部	完成検査前までに	監督官	b)
8	下請負承認申請書	3 部	必要の都度	監督官	付図 8
9	不具合箇所対策表	1 部	必要の都度	監督官	付図 9
注 a) 海上自衛隊経理執務要領について（通知）（海幕経第 1 4 3 号。令和 8 年 3 月 2 7 日）別紙様式第 2 9 による。					
注 b) 海上自衛隊経理執務要領について（通知）（海幕経第 1 4 3 号。令和 8 年 3 月 2 7 日）別紙様式第 3 2 による。					

4.2 コンプライアンスの遵守

契約の相手方は、下請負者等に対してコンプライアンス意識の徹底及び遵守を図る。

4.3 官側施設の入出門等

入門及び立入については、契約の相手方の責任において手続きを実施する。

4.4 保全

契約の相手方は、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入若しくは協力していないこと。また、役務に関連して業務上知り得た官施設及び装備品等に関する情報について、他に漏えい又は他の目的に使用してはならない。

4.5 安全管理

安全管理は、次による。

- a) 安全管理は、契約の相手方の責任において措置し、官側に故意又は重過失がない限り、発生した事故等について官側は一切その責任を負わない。
- b) 天候、諸般の事情により、作業実施日の変更を要すると認めた場合は、その都度、監督官と調整する。

なお、作業当日に天候悪化、予期し難い事象が発生し、作業を中止、または中断せざるを得なくなった場合、官側は契約の相手方が手配した器材及び車両等の手配に要した費用又は再度、器材及び車両等を手配する際の費用の支払いを免れる。

- c) 契約の相手方は、この役務に従事する従業員の労働者災害補償保険法等及びその他の法令上のすべての責任を負う。

4.6 留意事項

留意事項は、次による。

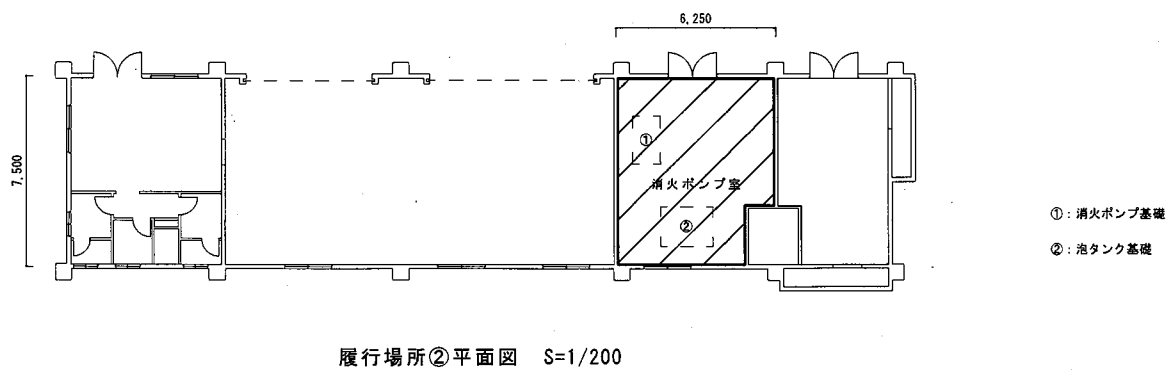
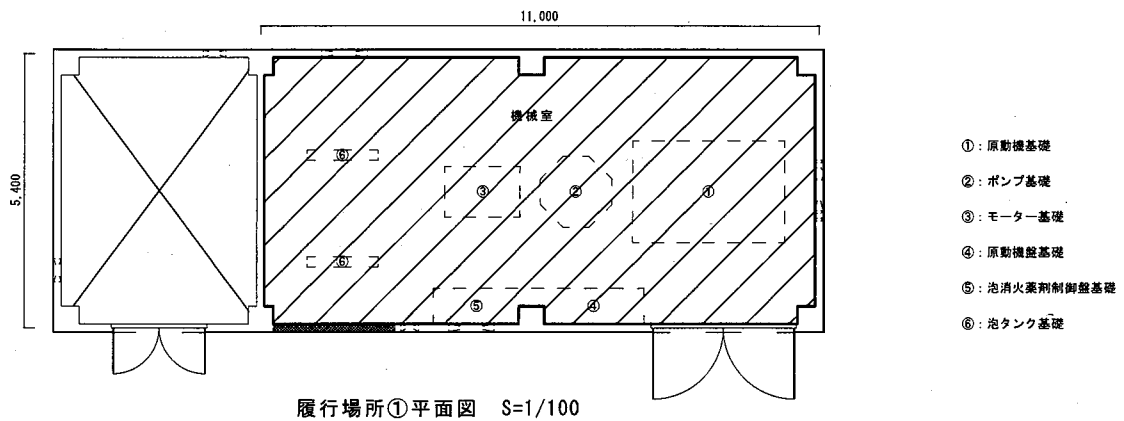
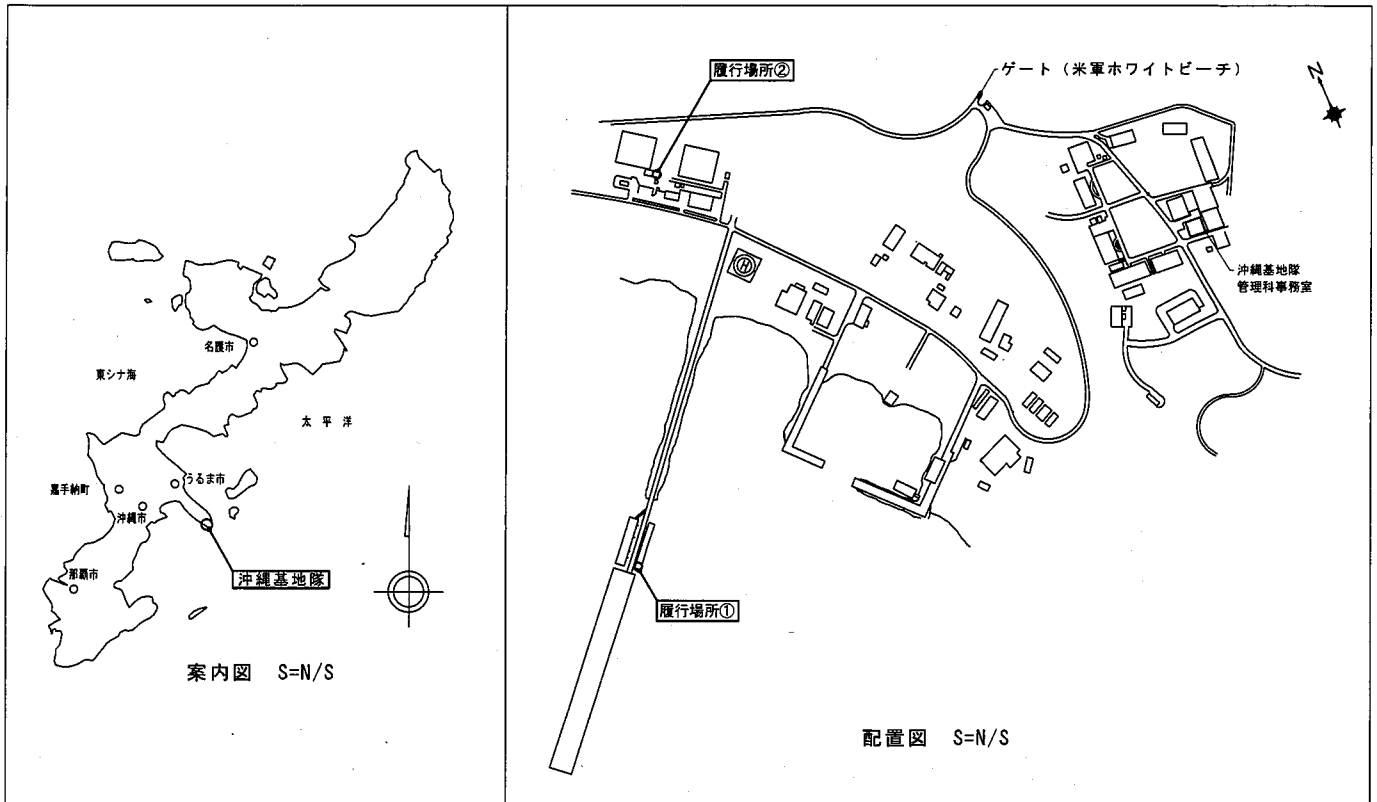
- a) 各種感染症の防止に万全を期すること。
- b) この役務で使用するために必要な電力及び用水は、すべて契約の相手方が準備すること。

4.7 賠償責任

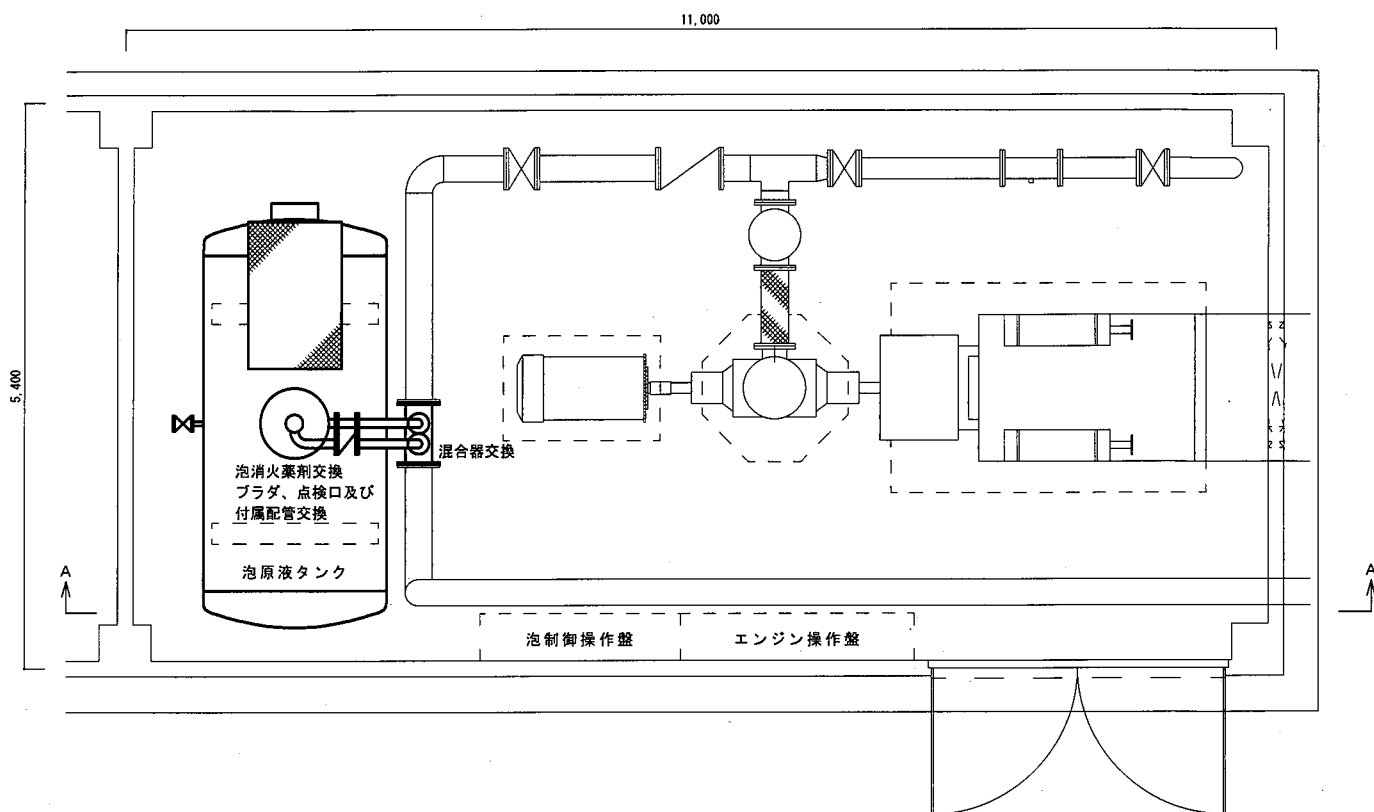
契約の相手方は、役務履行中に他の施設及び装備品等に損害を与えないよう留意し、万一官施設及び装備品等の損傷が発生した場合、速やかに監督官に届け出るとともに、その内容が契約の相手方の故意又は過失による場合は、契約の相手方の責任において原状回復若しくはその損害を賠償する。

4.8 疑義事項

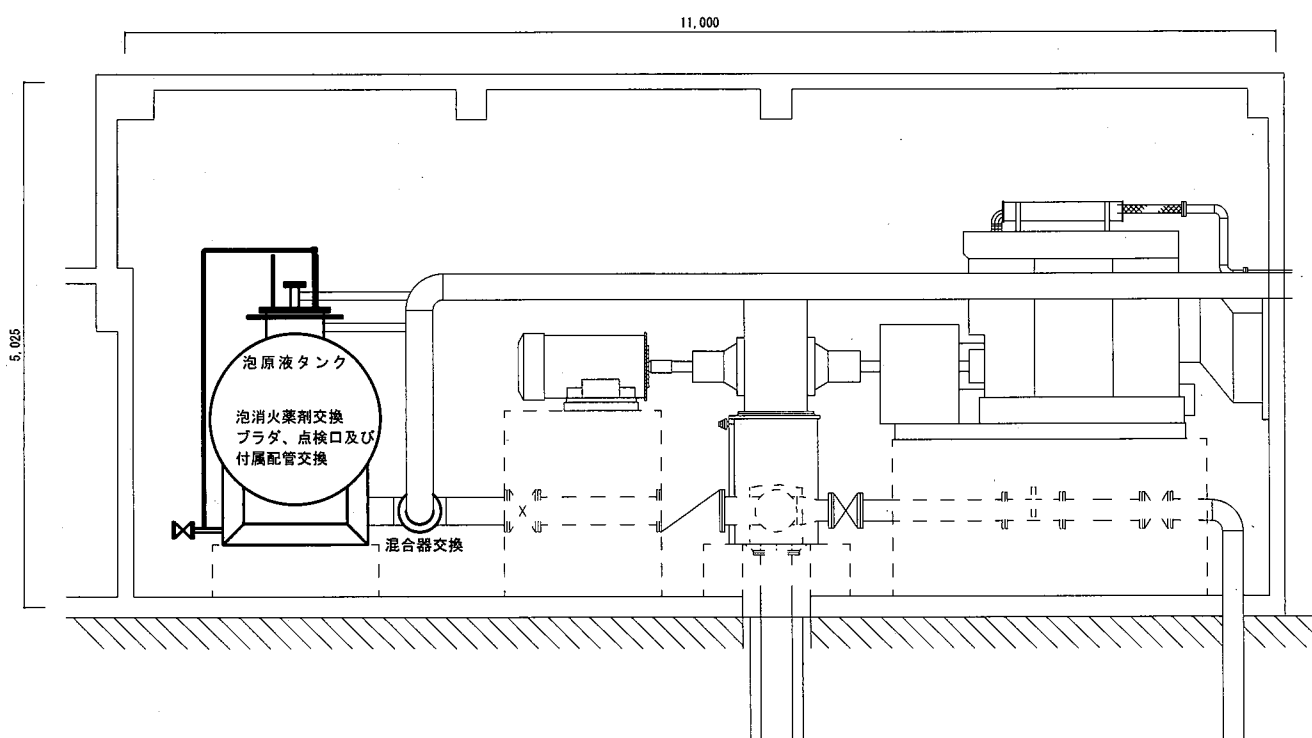
契約の相手方は、この仕様書において疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議する。



付図 1 - 履行場所

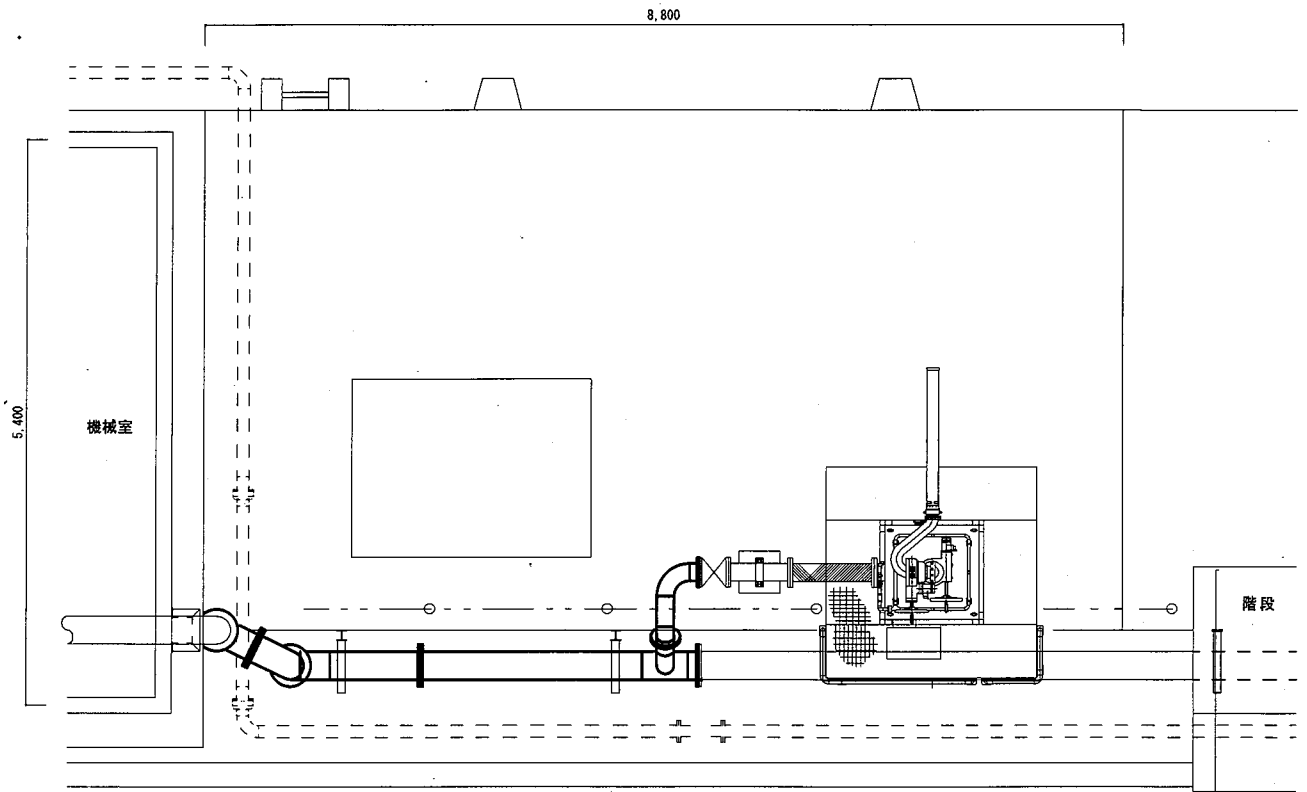


履行場所① 標準平面図 S=1/50

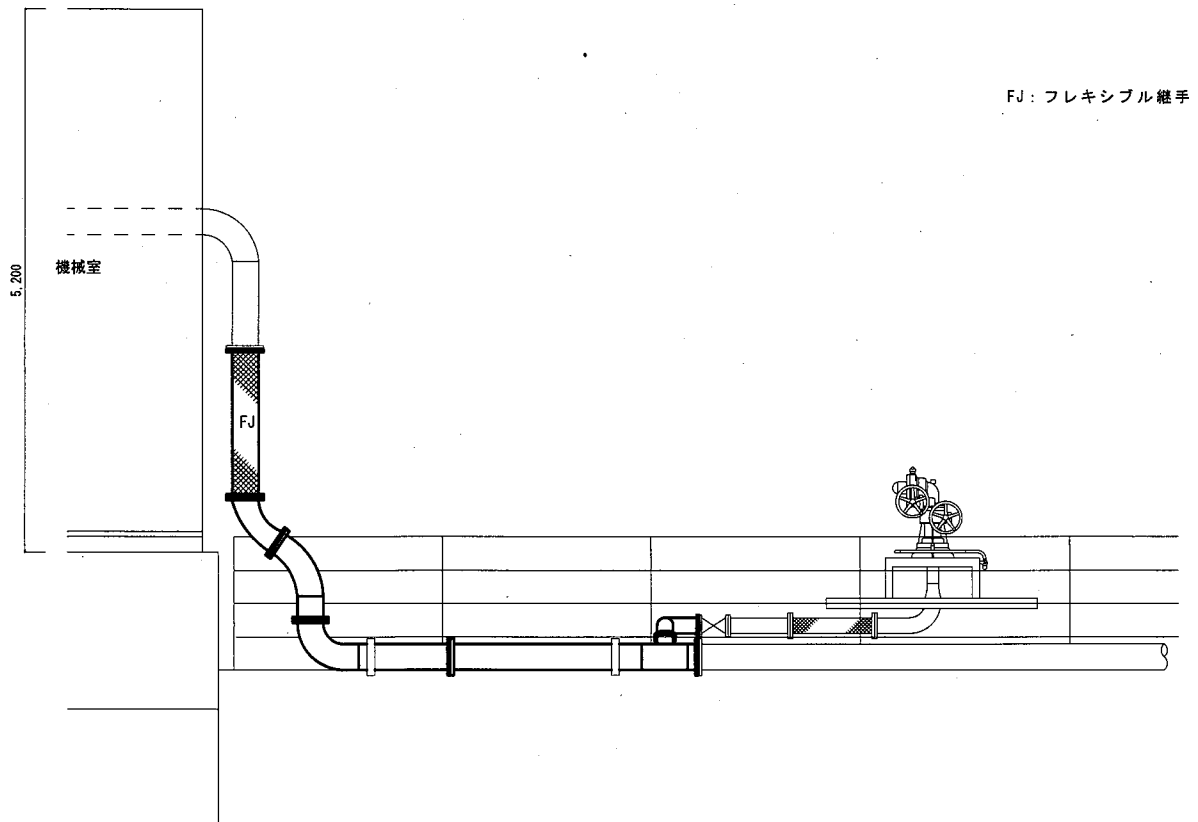


履行場所① A-A 標準断面図 S=1/50

付図2－不具合状況（履行場所①）



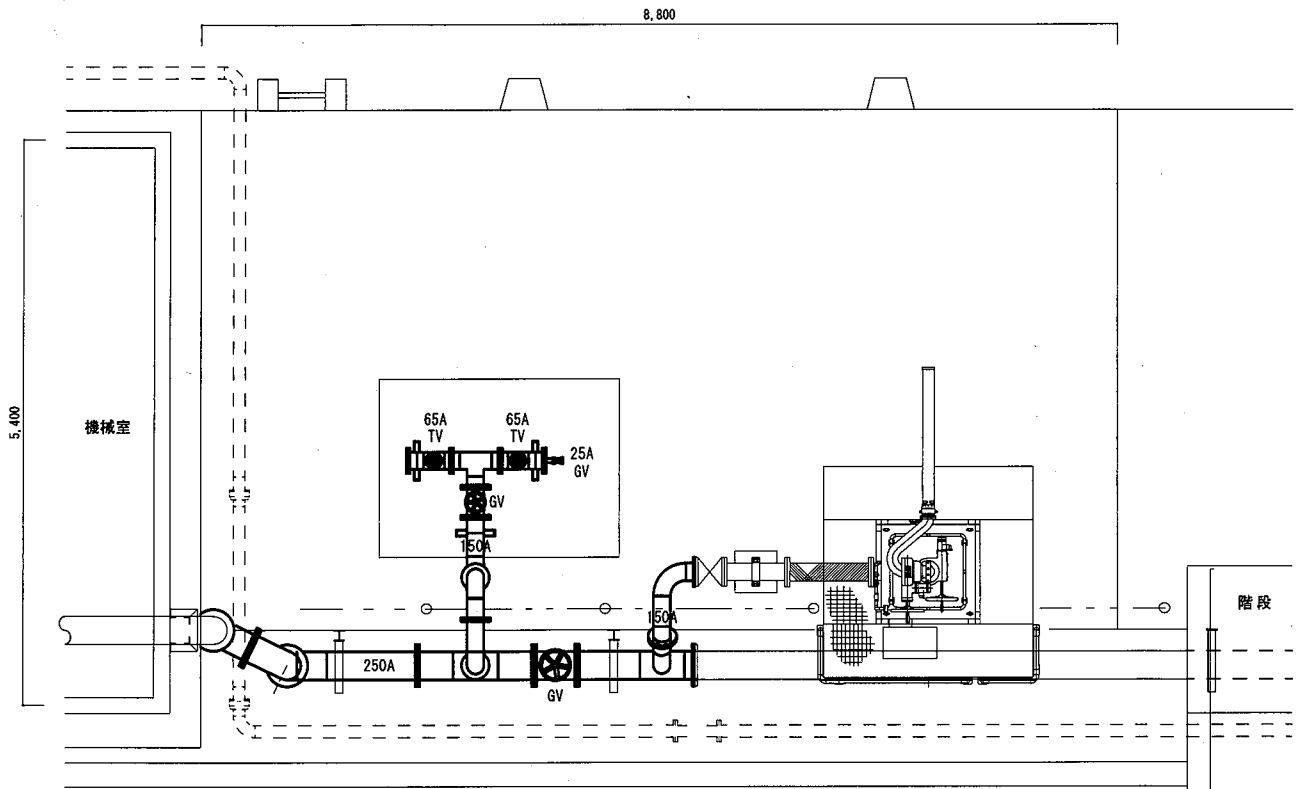
履行場所①南側 補修前標準平面図 S=1/50



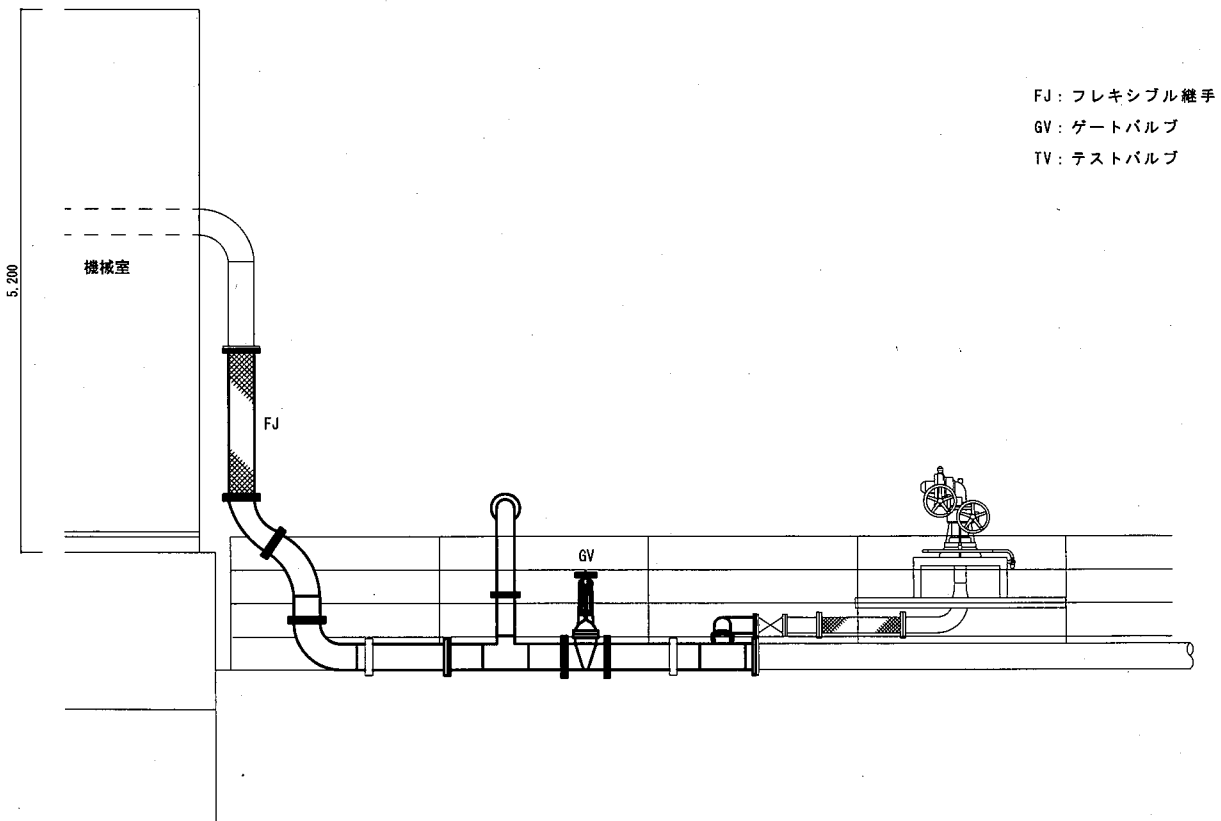
FJ: フレキシブル継手

履行場所①南側 補修前標準立面図 S=1/50

付図3－不具合状況（履行場所①）

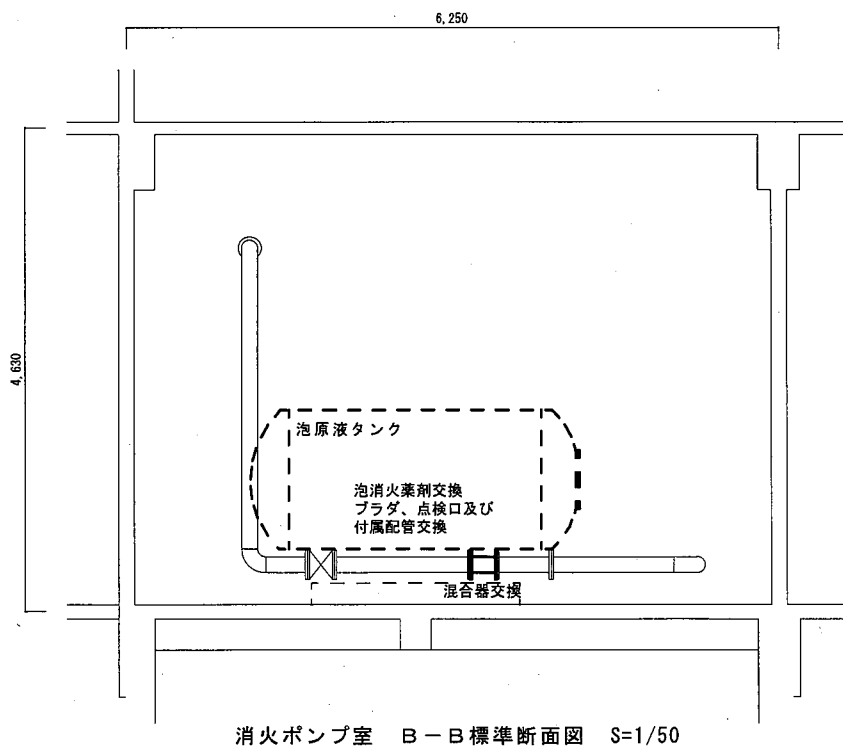
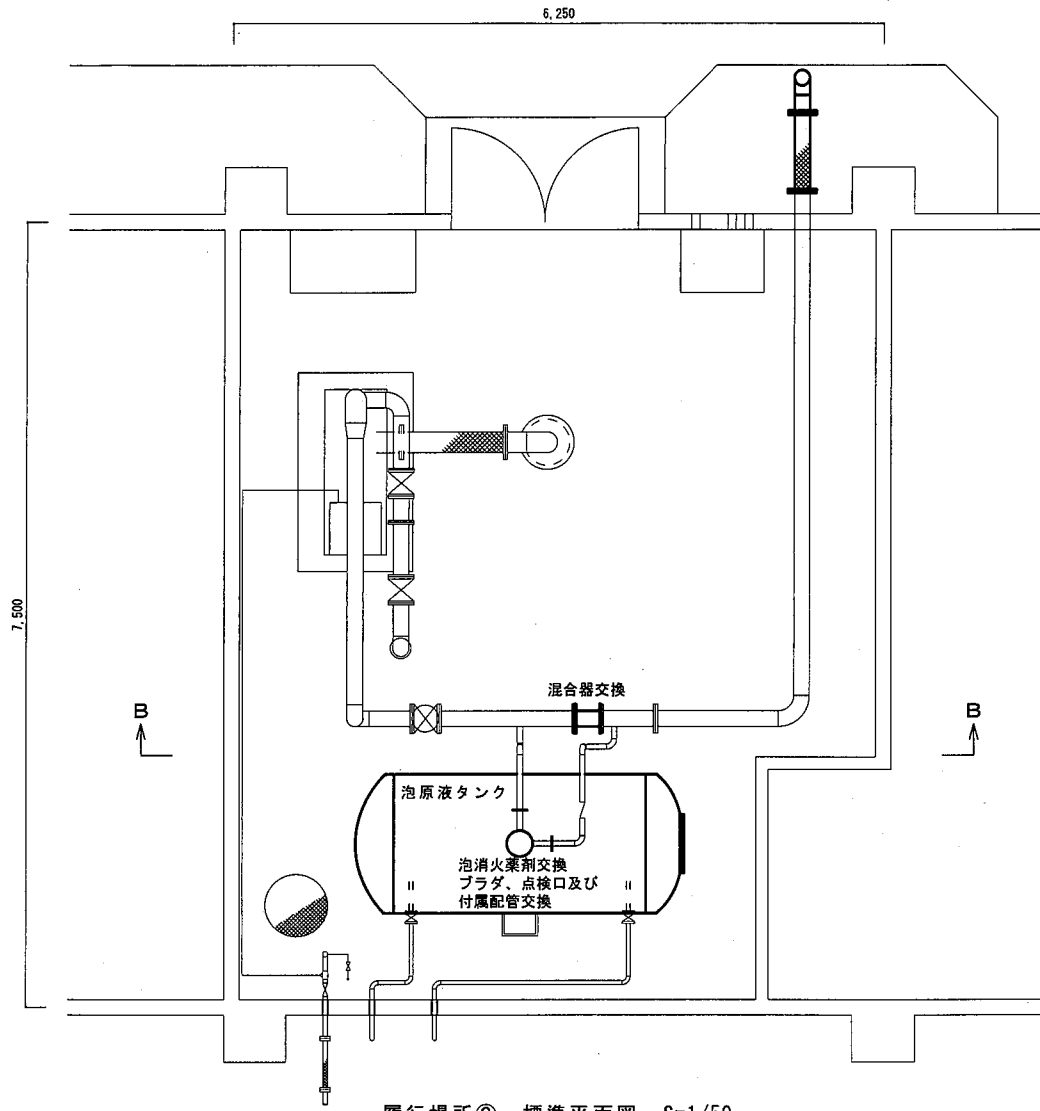


履行場所①南側 補修後標準平面図 S=1/50

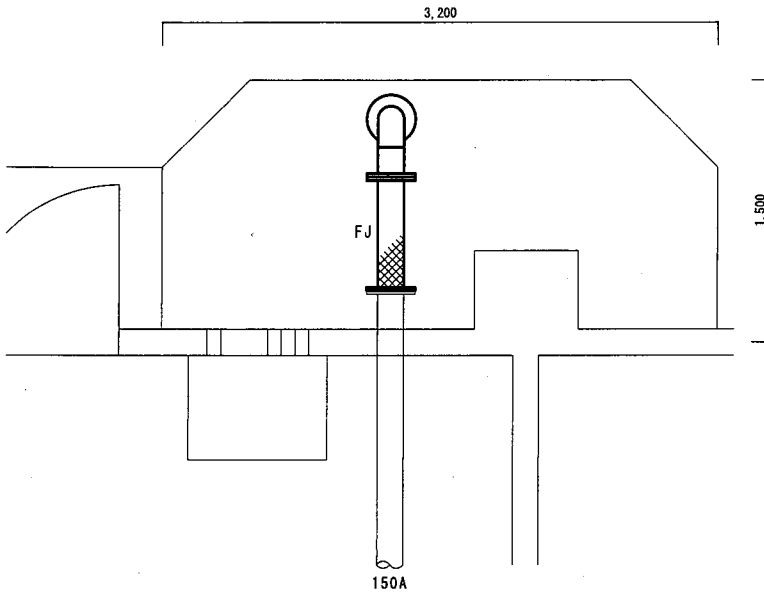


履行場所①南側 補修後標準立面図 S=1/50

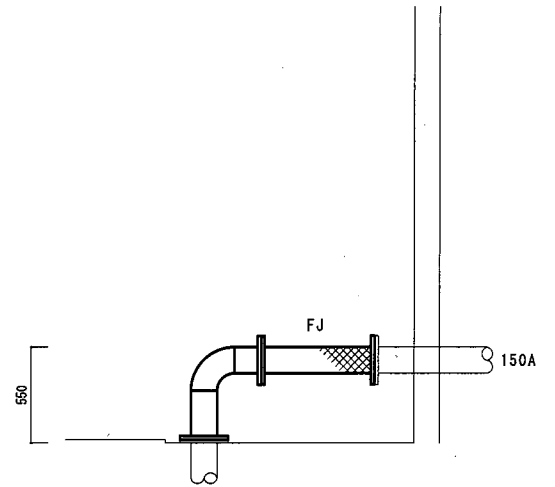
付図4－不具合状況（履行場所①）



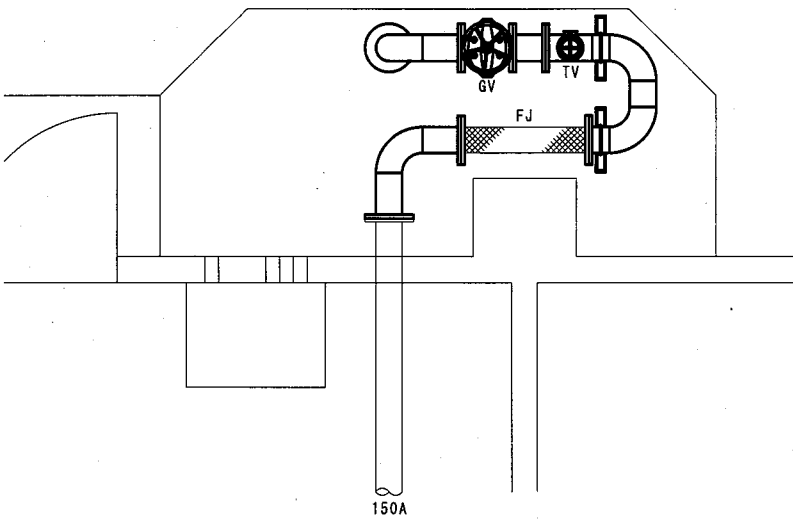
付図 5 - 不具合状況 (履行場所②)



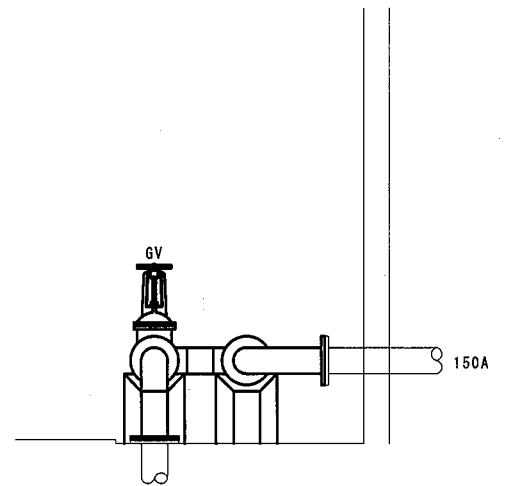
消火ポンプ室北側 補修前標準平面図 S=1/30



履行場所②北側 補修前標準立面図 S=1/30



履行場所②北側 補修後標準平面図 S=1/30



履行場所②北側 補修後標準立面図 S=1/30

FJ: フレキシブル継手
GV: ゲートバルブ
TV: テストバルブ

(監 督 官) 殿

会社名
住 所
代表者名

作 業 管 理 者 等 名 簿

下記の契約に係る作業管理者等を指定いたしましたので、提出いたします。

記

契約番号	
件 名	
契約年月日	
履行期限	

1 作業管理者

氏 名	性別	生年月日	住所・電話番号	国籍	記 事

2 作業実施者

氏 名	性別	生年月日	住所・電話番号	国籍	記 事
			※		
			※		
			※		
			※		
			※		
			※		
			※		
			※		
			※		

※作業管理者を代務する者のみ、住所・電話番号を記入する。

付図 7－作業管理者等名簿

下請負承認申請書

令和 年 月 日

(契約担当官等)

殿

住 所

商 社 名

代表者名

下 請 負 承 認 申 請 書

標記について、下記のとおり申請しますので承認をお願いします。

記

- 1 調 達 要 求 番 号 :
 2 契 約 番 号 :
 3 契 約 件 名 :
 4 契 約 期 間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
 5 下 請 負 内 容 及 び 業 者 名 : 下記のとおり

下 請 負 内 容	業 者 名

調達要求元監督官	確認印		参考	
----------	-----	--	----	--

上記申請を（ 承認 ・ 不承認 ）とする。

令和 年 月 日

(契約担当官等)

調達要求番号：G26-S26-2000335168-00

件名：消防・防災設備換装／沖縄基地隊

検査官：吉村 莊太

※自筆

提出書類一覧表

番号	書類名	提出時期	部数	提出状況
1	終了届	役務終了後速やかに	3	
2	消防設備士資格者証の写し	契約締結後速やかに	1	
3	作業工程表	契約締結後速やかに	1	
4	作業管理者等名簿	契約締結後速やかに	1	
5	承認図	作業着手前までに	1	
6	作業工程写真	完成検査前までに	1	
7	撤去品（発生材）調書	完成検査前までに	3	
8	下請負承認申請書	必要の都度	3	
9	不具合箇所対策表	必要の都度	1	

1 本資料の作成目的は下記のとおり。

- (1) 各仕様書で求めた提出書類の回収もれを防ぐこと。
- (2) 書類の提出状況を把握しやすくすること。

2 記入要領等

- (1) 仕様書内において、提出書類等として記入されている書類（「書類名」、「提出時期」へ入力）及び部数（「部数」へ入力）を本資料に入力
- (2) 提出資料として、上記以外の書類があった場合及び提出の必要がないものについてはついでに添削すること。
※上記は「書類名」はあくまで基準
- (3) 仕様書回覧時において本資料を添付するとともに、契約決定後、契約班より仕様書（5編）とともに要求元へ返送
- (4) 各要求元においては、資料の提出状況を確認し、提出状況を適宜入力。なお、「提出状況」の記入については、各要求元所定とするが、提出状況が分かりやすいような記載を心掛ける。
- (5) 履行終了後、要求元は上記の書類を速やかに集積。書類の集積が出来次第、検査官に確認を受ける（検査官は確認でき次第、自署でのサインを行う）とともに、確認後は終了届等とともに補給科へ提出